

## 京都市指定下水道工事業者指定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、京都市指定下水道工事業者規程（以下「規程」という。）第3条及び第6条に規定する基準等について、具体的な事項を定めるものとする。

### (営業所)

第2条 営業所は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 外見及び室内から、営業の実態が確認できること。
- (2) 耐久性がある看板に当該指定下水道工事業者（以下「工事業者」という。）の営業所であることを明らかにした商号又は屋号を記載し、掲示していること。
- (3) 机、椅子、複写機その他接客、契約、執務等を行うために必要な事務用備品を備えていること。
- (4) 営業所専用の固定電話及びファックスを備えていること。
- (5) 所有権、賃借権その他の権利により、工事業者の専用のスペースが確保されていること。
- (6) 住宅と兼用している場合は、営業所の機能を有するスペースが確保されていること。
- (7) 他者と共有している場合は、他者と区分して、営業所の機能を有するスペースが確保されていること。
- (8) 役員又は直接かつ恒常的な雇用関係にある従業員を配置（特別の理由がある場合を除き、常時、勤務していることをいう。）していること。

### (倉庫)

第3条 工事業者は、その営業所に、排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を整理格納するスペースが確保できない場合、次に掲げる条件を備えた倉庫を設けなければならない。

- (1) 京都府域内又は京都府近隣市町村の域内に所在していること。
- (2) 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を整理格納する設備を備えていること。
- (3) 車庫の出入に支障がないこと。
- (4) 耐久性がある看板に当該工事業者の倉庫であることを明らかにした商号又は屋号を記載し、掲示していること。
- (5) 工事業者の所有又は工事業者名義で賃貸借の契約を締結しているものであり、専用のスペースが確保されていること。
- (6) 住宅と兼用している場合は、倉庫の機能を有するスペースが確保されていること。
- (7) 他者と共有している場合は、他者と区分して、倉庫の機能を有するスペースが確保されていること。

### (器材)

第4条 規程第3条に定める排水設備工事の設計及び施行に必要な器材は、別表に掲げる  
ものとする。ただし、管理者が認める場合は、この限りではない。

(工事業者の承継)

第5条 規程第6条に規定する現に指定を受けている工事業者からその営業の全部を承継  
したと管理者が認めた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 相続人又はそれに準ずる者が引き続き営業しようとするとき。
- (2) 個人である工事業者が法人を設立し、当該法人の代表者として引き続き営業しよう  
とするとき。
- (3) 代表者が留任したまま、法人の組織変更を行うとき。
- (4) 法人を解散し、かつ当該法人の代表者が個人である工事業者として引き続き営業し  
ようとするとき。

附 則

この基準は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

## 別表

種 別	品 名
付属用具類	密閉蓋（硬質塩ビ製）
	格子蓋（鋳鉄製）
管類	排水用硬質塩化ビニール管
継手類	排水用硬質塩化ビニール管継手 90° エルボ
	排水用硬質塩化ビニール管径違い 90° Y
	インクリーザー
土木用機械工具	排水用ポンプ
	転圧機
測定用具	スタッフ
	巻尺
	水平器
	レベル
保安用具	防護さく
	ガードロープ
	点滅式注意灯（赤色）
	排水設備工事表示板
運搬用具	貨物自動車
	一輪車